



2022年1月21日

英語版の邦訳
(訳者 中村)

危険物輸送および化学品の分類および表示に 関する世界調和システムに関する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する世界調和システム専門家小委員会

第41回化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 専門家小委員会報告

2021年12月8日～10日ジュネーブにおいて開催

項目

	パラグラフ	頁
I. 参加者	1-6	3
II. 議事次第の採択 (議題 1)	7-8	3
III. 世界調和システム (GHS) における作業 (議題 2)	9-32	3
A. GHS小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG小委員会) での作業	9-10	3
B. 物理化学的危険性クラスにおける同時分類と危険有害性の優先順位	11-13	4
C. 健康有害性分類に対する非動物試験法の使用	14-16	4
D. OECD TG442Bに準拠した局所リンパ節アッセイ試験法の 結果を用いた皮膚感作性物質の分類	17-18	5
E. 生殖細胞変異原性の分類基準	19	5
F. 実際の分類に関する問題 (GHSへの改定提案)	20-21	5
G. ナノマテリアル	22	5
H. 附属書1から3および注意書きのさらなる合理化	23-27	6
I. その他	28-32	7
1. 鈍性化爆発物	28-31	7
2. GHS改訂9版の修正	32	7
IV. GHSの実施 (議題 3)	33-44	7
A. GHSに基づいて分類された化学品のリストの開発の可能性	33-34	7
B. 実施状況に関する報告	35-39	8
1. アメリカ合衆国	35	8
2. カナダ	36	8
3. ザンビア	37	8

4. EUの化学品戦略.....	38-39	8
C. 他の機関あるいは国際機関との共同作業.....	40-41	8
D. その他.....	42-44	9
V. GHS基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 4）.....	45-50	10
A. 附属書9（セクションA9.7）及び附属書10と 第4.1章の基準との整合.....	45	10
B. 実際のカテゴリに関する問題.....	46	10
C. 実際の表示に関する問題.....	47-49	10
D. その他.....	50	10
VI. 能力開発（議題 5）.....	41-54	10
VII. その他（議題 6）.....	55-56	11
A. 2022年の理事会（ECOSOC）会期中に実施される ECOSOC補助機関のレビュー.....	55	11
B. 第42回会合の会議日程と資料提出期限.....	56	11
VIII. 報告書の採択（議題 7）.....	57	11
付属書		
GHS改訂9版（ST/SG/AC.10/30/Rev.9）の修正.....		12

I. 参加者

1. 第41回化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する専門家小委員会は、Ms. Maureen Ruskin (United States of America)を議長、Ms. Nina John (Austria)を副議長として、2021年12月8日から10日に開催された。
2. 以下の国々からの専門家が会議に出席した：Argentina、Australia、Austria、Belgium、Brazil、Canada、China、Finland、France、Germany、Italy、Japan、Netherlands、New Zealand、Norway、Poland、Republic of Korea、Russian Federation、Serbia、South Africa、Spain、Sweden、United Kingdom of Great Britain、Northern Ireland、United States of America、Zambia。
3. 経済社会理事会の手続き規則72に基づき、Chile、Mexico、Myanmar、the Philippines、Switzerlandからのオブザーバーも出席した。
4. また、国連訓練調査研究所(UNITAR)、国連食糧農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)の代表者も参加した。
5. 以下の政府間機関からも参加した：欧州連合(EU)、経済協力開発機構(OECD)。
6. 以下の非政府組織の代表者がそれぞれの関連する事項について議論に加わるために参加した：Australian Explosives Industry and Safety Group Incorporated (AEISG); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (Cefic); Fertilizers Europe (FE); European Industrial Gases Association (EIGA); Federation of European Aerosol Associations (FEA); Industrial Federation Paints and Coats of Mercosul (IFPCM); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (A.I.S.E); International Council on Mining and Metals (ICMM); International Dangerous Goods and Containers Association (IDGCA); International Organization of Motor Vehicle Manufacturers (OICA); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Institute of Makers of Explosives (IME); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI) そしてWorld Coatings Council。

II. 議事次第の採択(議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/81及びST/SG/AC.10/C.4/81/Add.1 (secretariat)

非公式文書: INF.1、INF.2及びINF.7 (secretariat)

7. 小委員会は、非公式文書INF.1からINF.19を考慮し、修正した後、事務局が用意した暫定議題を採択した。
8. 出版物の状況について、事務局より、GHS改訂9版のスペイン語版と中国語版が確定し、2022年1月末までにウェブサイト上で公開される予定であることが報告された。また、ロシア語版とアラビア語版は準備中であることが言及された。

III. 世界調和システム (GHS) における作業 (議題 2)

A. GHS小委員会に関連する事項の危険物輸送に関する専門家小委員会 (TDG小委員会)での作業

9. 小委員会は、非公式文書INF.10および文書ST/SG/AC.10/C.4/2021/7に関するTDG小委員会の議論の結果を、それぞれ議題項目2 (b) 及び2 (i)で検討した。
10. TDG小委員会で取り扱われる小委員会に関わるその他の案件については追加的な情報提供がなかったため、本議題での審議は行われなかった。

B. 物理化学的危険性クラスにおける同時分類と危険有害性の優先順位

非公式文書: INF.10 (Germany)

11. 小委員会は、前回会合以降の非公式作業グループの作業進捗に留意し、次回のグループ会合は2022年1月26日に開催される予定であることを伝えた。

12. この作業の結果が危険物輸送の規定に影響を与える可能性についての質問に対し、ドイツの専門家は、それは予見されておらず、この作業の結果が危険物輸送に関連して有用であるかどうかはTDG小委員会次第であることを説明した。輸送の専門家が作業に参加していること、また、TDG小委員会には引き続きこのグループの作業の進捗と結果について情報を提供されるであろうことが留意された。

13. ドイツの専門家は、非公式作業グループへの参加に関心を持つすべての専門家に、彼女 (Ms. Cordula Wilrich) に連絡するよう呼びかけた。

C. 健康有害性分類に対する非動物試験法の使用

非公式文書: INF.11及びINF.18 (United Kingdom, Netherlands)

14. 小委員会は、非公式文書INF.11及びINF.18で提供された情報、すなわち、非公式作業グループの作業状況報告、OECDから提供された定められたアプローチ (DAs) に関する情報、これまでに3.3章および3.4章のレビューにおいてDAsがいかに関組み込まれたか、3.4章の改訂において非公式作業グループで議論されている現在のトピックと問題点に留意した。

15. 小委員会は、非公式作業グループによって提起された一般的な問題について検討し、以下のように結論した:

- (a) 異なる試験結果で矛盾が生じた場合、GHSでどの程度の基準やガイダンスを提供すべきか?

データの使用に関するガイダンスは、3.2章ならびに3.3章で行ったように、その章の分類基準部分と章内の「ガイダンス」部分の両方で提供する必要がある。

- (b) 新しいタイプのデータに対する基準を導入する場合、既存の基準の変更はどの程度許容されるのか?

ヒトのデータから得られた信頼性のある良質な既存の証拠は、分類に関連する場合、引き続き重視されるべきであり、評価の第一番目となるべきである。この点に関して、信頼性のある良質なデータとは何を意味するのかの記述を強化する必要があることが指摘された。他のタイプのデータを用いた分類に対処するために3.4章を見直す提案は、ヒトまたは動物のデータを用いた既存の分類基準を変更するきっかけにするべきではなく、作業グループの更新の一環として明確化が必要となる可能性がある。しかし、3.4章の現在の文章は、3.2章と3.3章の場合と同様に、新しいタイプのデータの使用を扱う規定に対応するために、再編成と追加の明確化が必要かもしれないことが認められる。

- (c) GHSの他の章に広く影響を与える技術的な問題をどのように扱うか?

非公式作業グループの付託事項を超えていると認識された技術的問題については、小委員会の注意を喚起すべきであり、小委員会は、それらの問題を本会議で取り扱うか、または既存の非公式作業グループもしくはその作業に参加している代表団の指揮下で新しい非公式作業グループに委ねるかを決定するであろう。

16. OECDの代表は、2021年6月にOECDガイドライン497が発行された後、皮膚感作性に関する定められたアプローチの実施について学びたい専門家に、このテーマについて2021年10月18日に開催されたウェビナー¹を視聴するよう呼びかけた。

¹ <https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm>

D. OECD TG442Bに準拠した局所リンパ節アッセイ 試験法の結果を用いた皮膚感作性物質の分類

非公式文書: INF.6 (Japan)

17. 小委員会は、日本の専門家が提供した前回の会合以降の非公式作業グループの作業の進捗状況に関する情報に留意した。局所リンパ節測定法 BrdU-FCM について、非公式文書 INF.6 の付属書に示された表 3.4.3 の基準を OECD テストガイドライン 442B の刺激指数の値に従って修正すること(すなわち、「SI ≥ 1.6 」ではなく「SI ≥ 2.7 」)及び 3.4.2.2.3 節の文章を現在レビュー中の非動物試験に関する 3.4 章で用いられている用語と整合性を確認する必要があることが指摘された。

18. 日本の専門家は、提案に対する追加コメントを提供したいすべての専門家に対し、非公式グループが提案をさらに展開する際に考慮できるよう、2022 年 1 月末までに彼 (Mr. Masahiro Takeyoshi) に書面で送付するよう求めた。

E. 生殖細胞変異原性の分類基準

非公式文書: INF.14 (European Union)

19. 小委員会は、非公式作業グループの作業状況についての最新情報に留意した。基準に関する作業は、今期2年間に小委員会が採択するための提案の提出には間に合わない見込みであることが指摘された。それにもかかわらず、非公式作業グループは、2022年末までに小委員会での採択に向け、用語の見直しと手法のリストに対応する提案をまとめることができる可能性があるとした。これに対し、一部の専門家は、定義を含むいくつかの項目でさらなる議論が必要であると指摘した。小委員会は、非公式作業グループに対し、定義に関する作業が完了した時点で、今期2年間に採択するための提案を提出するよう求めた。

F. 実際のカテゴリに関する問題 (GHSへの改定提案)

非公式文書: INF.15 (United States of America)

20. 小委員会は、非公式作業グループの作業状況に関する最新情報と、ばく露時間が1時間以外の試験に対する吸入毒性値の換算への対処法である第3.1章の新ガイダンス案及びその関連事例に留意した。このガイダンスは、危険物輸送に関するモデル規則に関連しても有用であることに留意し、小委員会は、この作業を主導する米国の専門家に、TDG小委員会での検討のために注意を喚起するよう要請した。

21. 米国の専門家は、非公式文書INF.15の付属書の提案について文書によるコメントを求め、非公式作業グループが2022年1月に会合を再開することを示した。

G. ナノマテリアル

22. この議題では文書が提出されず、本議題は議論されなかった。

H. 附属書1から3および注意書きのさらなる合理化

非公式文書: INF.16及びINF.19 (United Kingdom)

23. 小委員会は、非公式文書INF.16に記載された非公式作業グループの作業進捗に関する最新情報に留意した。

24. 非公式文書INF.16で提起された質問について、小委員会は、以下のように結論した:

- (a) パラグラフ12において、組合せの注意書きH315+H319(皮膚および眼刺激)のオプション1及び2を提案:

小委員会は、提案されたいずれのオプションについても合意に達することができなかった。何人かの専門家は、オプション1で提案された文章よりも、オプ

ション2の方が理解しやすく、職場での表示に適していると考え、オプション2の方が良いと表明した。一方、オプション1で提案された文言は簡潔であるため、消費者製品の表示ニーズに適応しているとの意見もあった。これらの意見を踏まえて、小委員会は、まだどちらが良いかを表明していない者に、非公式作業グループの議長に希望のオプションを知らせるよう呼びかけた。

- (b) パラグラフ13において、表 A.3.1.2 の脚注にオプション1及び2を提案:

小委員会は、対象となる有害性区分(眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性)を特定することで、皮膚(腐食性/刺激性)への適用について誤解が生じる可能性を避けるため、オプション2を優先することを表明した。

- (c) 危険有害性情報及び注意書きの組み合わせの文書のバリエーションに対処する3つのオプション案について:

何人かの専門家は、特にオプション3が最近の提案であることを考慮し、すべてのオプションとその影響を評価するためには、より多くの時間が必要であると指摘した。小委員会はこれらの専門家に対し、非公式作業グループの議長宛に書面でコメントを提出するよう求めた。

25. 小委員会は、非公式作業グループの作業に感謝の意を表し、非公式文書INF.19に記載された課題と挑戦に留意した。これには、作業プログラム内の作業の一部を主導したり、ソートスターターを開発するような形で、非公式作業グループの議長を追加的に支援する必要があることが含まれた。非公式作業グループへの支援の可能性を検討するというEUの代表からの申し出を歓迎した。また、他の代表団もそうするように要請された。

26. 非公式作業グループにタイムリーに貢献し、その作業に積極的に関与することが、進捗を確実にするための重要な要素であることが認識された。しかし、具体的な提案に対する詳細な意見書の提出には時間がかかり、提案された変更のすべての影響を評価するには複数のレベルのレビューが必要であり、同様に、反応やコメントをまとめる時間も必要であることが指摘された。また、よりダイナミックな意見交換を行い、特に複雑な技術的問題を進めるために、電話会議やビデオ通話などの追加的なコミュニケーション手段を検討することが提案された。

27. 小委員会は、非公式文書INF.19のパラグラフ45、項目2に記載された課題に留意し、非公式作業グループ議長 (Ms. Deborah Traynor) に貢献するよう専門家に要請した。

I. その他

1. 鈍性化爆発物

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2021/7 (Germany)

28. TDG小委員会議長から本議題に関する議論の結果について説明を受け、小委員会は、本提案を火薬類作業部会の次回会合に付議するとのTDG小委員会の意見に賛成した。

29. 本提案に関し、何人かの専門家は、第2.17章で使用されている用語は改訂された第2.1章との整合性を確保するために見直す必要があるのではないかと指摘した。特に「不安定」という表現は誤解を招くおそれがあり、先の2年間に採択されたGHS第2.1章の改訂に伴い、もはや適切ではない可能性があるかと指摘された。さらに、ある専門家は、試験結果の伝え方とニトロセルロースの混合物について、より多くの情報が必要であると考えた。

30. ドイツの専門家は、第2.17章の現行テキストやGHSまたは試験方法と分類基準のマニュアルのその他の章にある、今課題に直接関係しない用語の一般的な見直しは、彼女の提案の範囲外であると指摘し、追加の用語問題を特定した人たちに、個別に対応検討するよう求めた。

31. 小委員会は、ドイツの専門家に対し、火薬類作業部会での審議に委ねることを理解した上で、出されたコメントを検討し、次回のTDG小委員会で審議するために修正案を提出するよう求めた。小委員会は、関心あるすべての専門家に対し、追加的なコメントを書面で提出 (Ms. Cordula Wilrichへ) するよう求め、試験結果の伝達やニトロセルロースの混合物に関する要望について、より多くの背景情報を歓迎した。

2. GHS改訂9版の修正

非公式文書: INF.3 (secretariat)

32. 小委員会は、非公式文書INF.3の修正を採択した (付属書参照)。しかし、前回までの2年間で採択されたパラグラフ2.1.2.1の注記3のガイダンスをさらに改善する必要があるかもしれないと指摘された。小委員会は、関心のある専門家に対し、この目的のための提案の提出を検討するよう求めた。

IV. GHSの実施 (議題3)

A. GHSに基づいて分類された化学品のリストの開発の可能性

非公式文書: INF.13及び13/Add.1 (Canada, United States of America)

33. カナダと米国の専門家は、GHS化学品分類リスト調査の予備的な結果を発表した。回答は現在も分析中であり、最終的な結論は第42回会合で小委員会に共有される予定であることが留意された。専門家は、非公式文書INF.13のパラグラフ27の質問を検討し、非公式作業グループが調査を通じて収集した情報を評価し、提示する際の作業を円滑に進めるため、できるだけ早くフィードバックを提供するよう求められた。この作業は、非公式作業グループの作業の次のステップを決定する上で重要な役割を果たすと指摘された。

34. 日本の専門家は、約3200の物質についてGHSに準拠した分類 (分類の根拠を含む) が利用可能である²ことを小委員会に報告した。分類結果は義務ではない。再分類された物質における最新情報を入手しやすくするため、現在、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) は、最新の分類結果のみを表示する英語版の「1物質1ファイル統合版」を作成中である。

B. 実施状況に関する報告

1. アメリカ合衆国

非公式文書: INF.12 (United States of America)

35. 米国の専門家は、2012年に採択されて以来、職場でGHSを実施する危険有害性周知基準 (HCS) の変更について小委員会に報告した。2012年のHCSはGHS改訂3版に基づくものであり、改訂7版に準拠した調整案が提出され、2021年12月22日までパブリックコンサルテーションが行われたことに留意した。また、一部の規定について、GHS改訂8版の規定と整合させるオプションの可能性が指摘された。すなわち、皮膚腐食性/刺激性の非動物試験法 (第3.2章)、「加圧下化学品」という新しい危険有害性区分を含むエアゾールに対する新たな分類基準及び注意書きの更新である。最終規則には、規則制定中に提供されたコメントが反映される。最終規則が発行されれば、その実施を促進するための新しいガイダンスが作成される予定である。

2. カナダ

36. カナダの専門家は、職場でGHSを実施する危険物規則書 (現在はGHS改訂5版に基づく) の改正案が2020年12月に公開され、ステークホルダーコメントの検討が最終決定されていることを小委員会に報告した。今回の更新案³では、GHSの改訂6版及び7版から

² GHS Classification Results | National Institute of Technology and Evaluation (NITE)

³ <https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-19/html/reg4-eng.html>

規定が盛り込まれ、同じく見直し中のアメリカ合衆国労働安全衛生局HCSとの実施上の整合性を可能な限り確保することを目指している。

3. ザンビア

37. ザンビアの専門家は、GHSと危険物輸送に関する最新の国家規格が2022年に発表される予定であることを知らせた。

4. EUの化学品戦略

38. 小委員会は、EUの化学品戦略の実施に関連して、欧州委員会で行われた活動について報告を受けた。

39. 特に、新しい危険有害性分類がEUレベルで導入されることに留意した。Cefic、AISE、OICAの各代表は、世界的な調和を図るため、新しい危険有害性分類はまずGHSレベルで導入されるべきだという意見を述べた。EUの代表は、EUレベルでの採択に続き、これらの危険有害性分類に関する作業を開始するための小委員会の合意を求める提案が検討のため提出されることを知らせた。

C. 他の機関あるいは国際機関との共同作業

非公式文書: INF.9 (WHO)

40. WHOとFAOの代表者は、GHSに準拠した分類と表示に関するWHOの出版物に関する最新の動向について、小委員会に以下のとおり報告した:

(a) 危険有害性による農薬のWHO推奨分類

2009年以降、推奨分類には急性経口毒性および経皮毒性に関してGHS判定基準が取り入れられている。GHS分類が利用可能になることで、特に農薬管理をWHO分類に頼っている国々では、GHSの実施を支援することが期待される。

WHO推奨分類の最新改訂は2019年に実施された。約100の新しい農薬エントリーが含まれ、約600の有効成分の分類が提供され、数カ国語で利用可能である。

(b) 農薬の適正表示に関するFAO/WHOガイダンス

本ガイダンスの2021年更新版が間もなく公開される。この新版では、急性および慢性の健康有害性に対する農薬表示のための唯一の分類スキームとしてGHSの使用を強く推奨している(発がん性、変異原性そして生殖毒性に関するGHS判定基準を含む)。ガイダンス旧版では急性毒性について複数の選択肢があったが、今回はGHSのみが強調されていることが指摘された。

(c) 国際化学物質安全性カード(ICSCs)

約1700の化学物質に関するカードが数カ国語で自由に利用でき、約674は2006年以降、GHSの分類及び表示基準を考慮した見直しが行われている。

(d) ナノマテリアル

選定された3つの化学物質のナノフォームをGHSに準拠して分類するパイロット演習が、2019年のICSCプロジェクトにおいて行われた。その結果、「二酸化チタン(ナノフォーム)P25」、「酸化亜鉛(ナノフォーム)」のカードが発行された。銀(ナノフォーム)は分類のためのデータが不十分と判断され、ナノフォームに対するカードは発行できなかった。

41. 非常に危険な農薬(HHPs)に関する最近の動きとして、FAOの代表は、FAO、WHO及びILOが2030年までに農業におけるHHPsの被害をなくすことを目的とした行動計画案を作成したことを示した。FAOとWHOがHHPsを定義するのに用いた8つの基準のうち、3つがGHSと直接関連していることが指摘された。この計画は各国政府が協議中であり、2022年1月中旬までにコメントが寄せられる予定である。この件に関して追加情報を希

望する専門家は、FAOの代表者に連絡するよう促された。また、FAOとUNITARがGHSの実施に農業部門をさらに関与させる可能性を探っていることに言及した。

D. その他

非公式文書: INF.4 (Sweden)

42. 小委員会は、スウェーデン化学品庁が開発協力プロジェクトの枠組みの中で実施した、第三国におけるGHS実施を支援する活動に関する情報に留意した。

43. 小委員会がいかにして世界的にGHS実施をさらに支援し、促進し、モニターできるかを検討するとして提案に対し、全般的な支持があった。このテーマを取り上げ、可視性を高め、実施を促進し、小委員会の作業の影響を強調するために、特定の議題項目を追加することが提案された。また、以前、GHS実施問題作業グループがあったが、これを復活させることも可能であるとの指摘があった。何人かの専門家は、世界の様々な国や地域がGHSの定期的な更新にどのように対応しているかについて経験を共有することは有用であると指摘した。Ceficの代表は、GHSの異なる版の実施において、同期性を高めることに貢献する可能性があるイニシアティブを歓迎した。

44. スウェーデンの専門家は、出されたコメントと提案を検討し、この議題に関心を示した他の代表団と協力して、今後の可能な方法について小委員会で検討するための提案を作成するよう要請された。

V. GHS基準の適用に関するガイダンスの開発（議題 4）

A. 附属書9（セクションA9.7）及び附属書10と第4.1章の基準との整合

非公式文書: INF.17 (ICMM)

45. 小委員会は、非公式作業グループの作業状況に関する最新情報に留意した。

B. 実際のカテゴリに関する問題

46. 小委員会は、議題項目2(f)において、非公式文書INF.15での議論の中で非公式作業グループが準備中のガイダンスに関する情報を検討した。

C. 実際の表示に関する問題

47. EUの代表は、EUでGHSを実施する分類・表示・包装(CLP)規則の対象となる化学物質のデジタル表示に関する調査の予備的な結果について、小委員会に報告した。化学物質のラベル表示要件の簡素化とデジタル化に対処する規制の提案に向けたEUイニシアチブが、2022年2月16日までパブリックコンサルテーション(EU域外の市民・団体を含む)にかけてられていることに留意した。この調査とパブリックコンサルテーションの結果は、2022年半ばまでに発行される予定の欧州委員会の影響評価書に反映される。

48. 過去にCeficが主導する実際の表示に関する問題の非公式作業グループ内で、デジタル表示を検討する可能性が既に提起されていたことに触れ、EUとAISEの代表は、このテーマに関する調査結果を共有し、非公式グループの作業に積極的に関与する意向を示した。

49. Ceficの代表は、同グループが2022年に本活動を再開する意向であることを示し、この分野の作業に貢献することに関心のあるすべての人に連絡するよう求めた(Ms. Liisi de Backerへ)。

D. その他

50. この議題では文書が提出されず、本議題は議論されなかった。

VI. 能力開発（議題 5）

非公式文書: INF.8 (RPMASA)

51. 小委員会は、RPMASA が南アフリカで実施した能力開発活動に関する情報に留意した。
52. UNITAR の代表は、ガーナとキリバスで実施された規制策定支援のための能力開発活動について小委員会に報告した。
53. 関連するガイダンスや研修について、小委員会は次のように指摘した：
- (a) 実施から得られた教訓に関する文書、およびGHSに関連する法律の策定に関するガイダンスが発表され、UNITARのウェブサイト⁴で入手可能。
 - (b) e-ラーニングコースが、2021年に英語とスペイン語で実施され、次回は2022年3月～4月に開始される予定である。eラーニングコースを補完する形で、安全データシート、ラベル表示及び情報検索に焦点をあてた技術研修ウェビナー（スペイン語・英語）も実施されている。
54. 小委員会は提供された情報を歓迎し、UNITARに対し、能力開発及び研修活動で認識されたGHS実施に関連する課題や問題について小委員会に情報提供することを促した。

VII. その他（議題 6）

A. 2022年の理事会（ECOSOC）会期中に実施されるECOSOC補助機関のレビュー

非公式文書: INF.5 (secretariat)

55. 小委員会は、ECOSOC からの補助機関へのレビューに関する意見要請に留意し、その作業の概要と、非公式文書INF.15の付属書Iで提供された2030アジェンダとの関連に合意した。議論の末、小委員会は非公式文書INF.15の付属書IIにある質問票への回答について合意した⁵。

B. 第42回会合の会議日程と資料提出期限

56. 小委員会は第42回会合の会議日程と文書提出期限を以下のように決めた：
- (a) 会議日程: 2022年7月6日～8日；
 - (b) 公式文書の提出期限: 2022年4月13日（GHS小委員会のみで検討するために提出された文書の場合）及び2022年4月1日（両小委員会、すなわちTDGとGHSによって検討するために提出された文書の場合）

VIII. 報告書の採択（議題 7）

57. 小委員会は、事務局により準備された草案に基づいて第41回会合の報告書及びその付属書を採択した。

⁴ The Global Partnership to Implement the GHS | UNITAR

⁵ *Note by the secretariat* : The secretariat, on behalf of the Sub-Committee, communicated the answers to the questionnaire agreed during the session to the ECOSOC secretariat on 13 December 2021.

付属書(実際の翻訳物との齟齬がないよう訳さない)

[オリジナル原語: 英語と仏語]

GHS改訂9版(ST/SG/AC.10/30/Rev.9)の修正

1. Chapter 2.1, paragraph 2.1.2.1 starting with “The divisions are as follows:”

The paragraph number *should read* 2.1.2.2

In Note 3, first sentence, *for* test on solid substances or mixtures *read* test on explosive substances or mixtures

2. Chapter 2.1, table 2.1.2, Note

In the last sentence *for* and and Section 9 *read* and Section 9

3. Chapter 3.3, decision logic 3.3.1, third text box from the top on the right-hand side

For See decision logic 3.2.2 *read* See decision logic 3.3.2

4. Chapter 3.7, decision logic 3.7.4, “Modified classification on a case-by-case basis”, question “Can bridging principles be applied?”

For applied?² *read* applied?³

5. Annex 1, table A1.1, column “UN Model Regulations pictogram”

